

実施方法	指定事業者による実施
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ◆認知症や精神疾患があり社会参加が難しい者 ※主治医の診断書等必要（詳しくは判断基準を参照） ◆日常生活に支障があり、かつ、入浴介助が必要な者 ※入浴介助が必要なケースについては判断基準を参照
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆通所介護と同様のサービス ①基本事業（生活指導、日常生活訓練、健康チェック） ②創作的活動事業 ③入浴支援 ④送迎 ⑤食事支援（任意、自己負担） ◆回数 要支援1：週1回程度 要支援2：週1回から2回程度 事業対象者：週1回から2回程度 ※事業対象者の週2回程度の利用は判断基準を参照 ※利用者の状態に応じた必要な利用回数とする。 ◆時間：3時間以上
ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施（ケアマネジメントA）
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆管理者 常勤・専従1以上 ※管理上支障がない場合、他の職務、他事業所等の職務に従事可能 ◆生活相談員 専従1以上 ◆看護職員 専従1以上 ◆介護職員 利用者15人まで専従1以上、15人超の部分専従0.2以上 ◆機能訓練指導員 1以上 ※生活相談員・介護職員の1以上は常勤
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ◆相談室（相談の内容が漏えいしないよう配慮） ◆静養室・事務室 ◆消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ◆必要なその他の設備・備品
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆個別サービス計画の作成 ◆運営規程等の説明・同意 ◆提供拒否の禁止 ◆従事者の清潔保持・健康状態の管理 ◆秘密保持等 ◆事故発生時の対応 ◆廃止・休止の届出と便宜の提供 等
単価	<ul style="list-style-type: none"> ◆週1回程度 事業対象者・要支援1 1,798単位/月 ◆週2回程度 事業対象者・要支援2 3,621単位/月 ※要支援2は週1回程度の利用でも週2回程度の単価とする。 ※加算・減算あり
利用者負担	1割～3割
限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象 （要支援者は国の基準どおり、事業対象者は要支援1の限度額）
事業者への支払	国保連合会経由で審査・支払